

## 赤ちゃんサロン

- 時** 7月から9月までの第2・4金曜日 13時30分～14時30分(全6回)
- 場** 中央・南部・北部子育て支援センター
- 内** 初めての子どもを持つ母親に子育て相談や友だちづくりのお手伝いをします。
- 対** 29年11月～30年1月生まれの初めての子どもを持つ母親10組
- 定** ※申込多数の場合は抽選
- 申問** 6月12日(火)までに、電話または直接、中央(☎61・2719)、南部(☎63・5881)、北部(☎61・9011)子育て支援センター(※日曜)へ。



## 福祉・健康

### 夏休みレスパイト事業

夏休み期間中、身体障害および知的障害のある子どもに日常生活訓練を提供するとともに、介護者が休養するための事業です。

**場** 身体障害者デイサービスセンターたんぼぼ、くすのき

園、つくし作業所  
**利用日数** 5日以内

※申込多数の場合、希望に沿えないことがあります。

**対** 市内在住の①特別支援学校・学級の中学部および高等部に在籍する知的障害児・者、身体障害児・者、②特別支援学校・学級の小学部の第4、6学年に在籍する重症心身障害児、重度重複障害児など

※施設により対象者は異なります。

**定** 1日50円(利用料)および給食費などの実費

**申** 6月15日(金)までに、印鑑、刈谷市地域生活支援事業受給者証(お持ちの人ののみ)を持参して、福祉総務課へ。

※7月上旬に利用決定の連絡をします。

※送迎・入浴サービスはありません。

※各施設で担当者による面接や事前実習が必要になる場合があります。

※医療的ケアが必要な人は医師の指示書が必要※身体障害者デイサービスセンターたんぼぼに限ります。

**問** 福祉総務課(☎62・1208)

### 障害者スキルアップ講座

◆エクセルビジネス活用

**時** 7月22日(日)・29日(日)

**申込期間** 6月1日(金)～21日(木)

### ◆三次元CAD基礎

**時** 8月19日(日)・26日(日)

**申込期間** 6月29日(金)～7月19日(木)

【共通】

**時** 9時～16時

**場** 愛知障害者職業能力開発校(豊川市)

**対** 主にな職中の障害者で、パソコンの基本操作ができる人

**定** 各5人

**申** 所定の様式(開発校HPからダウンロード可)をFAX(0533・93・6554)または郵送で愛知障害者職業能力開発校(〒441・1231 豊川市一宮町上新切33・14)へ。

**問** 愛知障害者職業能力開発校(☎0533・93・2102)



### 市民健康講座

◆「こころ」と「からだ」を緩める 和みの手当法

**時** ①6月26日(火)、②7月2日(日)

**時** 13時30分～15時

**内** ストレス解消法、リラックフス法を体験しながら学びます。

**講** 水島正恵氏(和みのヨーガインストラクター)

**対** 市内在住の人(妊娠中の

人はご遠慮ください)

**定** 各40人(先着順)

※①②のどちらかで申し込んでください。

**持** 上靴、タオル、飲み物、運動できる服装

**他** ②はカンガルールームで1歳以上の未就学児をお預かりします(定員あり)。6月14日(木)までに保健センターへ。

◆知っておきたい糖尿病の話

◆合併症を防ぐために

**時** 6月29日(金) 13時30分～14時30分

**講** 水野達央氏(医師)

**対** 市内在住の人 80人(先着順)

**持** 筆記具

**場** 総合健康センター

**申問** 6月5日(火)から、電話(23・8877)で保健センターへ。

### 在宅ねたきり・認知症高齢者見舞金

**支給月額** 5千円

**支給月** 9月、3月

**対** 65歳以上のねたきりまたは認知症で、在宅の人

※有効な要支援・要介護認定の主治医意見書や医師の作成した診断書で状態を確認します。

※受給には申請が必要です。

**問** 長寿課(☎62・1063・FAX 24・2466)

### 在日外国人特別給付金

**支給月額** ①2万円、②1万円

**支給月** 9月、3月

※所得制限あり

**対** 市内に1年以上居住し、昭和57年1月1日現在で外国人登録があり、①昭和57年1月1日以前に満20歳に達していた重度心身障害者、②大正15年4月1日以前に出生した人

※受給には申請が必要です。

**問** ①福祉総務課(☎62・1208・FAX 24・3481)、②長寿課(☎62・1063・FAX 24・2466)

### アルコール専門相談

**時** 6月8日(金) 14時～16時

**場** 衣浦東部保健所

**内** アルコール問題で悩んでいる本人や家族から専門医師と酒害相談員が相談をお受けします(1組1時間)。

**定** 2組(先着順)

**申問** 6月7日(木)までに、電話(21・9337)で衣浦東部保健所健康支援課へ。

